

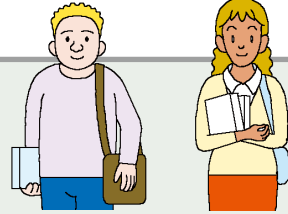
# 日本に住むために必要なこと

第1章についてわからないときは、**入管**

(Regional Immigration Services Bureau

地方出入国在留管理局) に質問してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

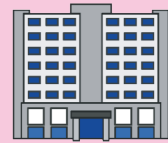


外国人入在留総合インフォメーションセンター

(月～金 8:30～17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、外国から)



● 地方出入国在留管理局

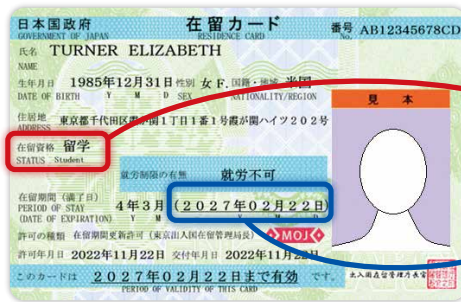
札幌出入国在留管理局	TEL 0570-003259 TEL 011-211-5701 (IP、外国から)
仙台出入国在留管理局	TEL 0570-022259 TEL 022-256-7025 (IP、外国から)
東京出入国在留管理局	TEL 0570-034259 TEL 03-5796-7234 (IP、外国から)
横浜支局	TEL 0570-045259 TEL 045-769-1729 (IP、外国から)
名古屋出入国在留管理局	TEL 0570-052259 TEL 052-217-8944 (IP、外国から)
大阪出入国在留管理局	TEL 0570-064259 TEL 06-4703-2050 (IP、外国から)
神戸支局	TEL 078-391-6377
広島出入国在留管理局	TEL 082-221-4411
高松出入国在留管理局	TEL 087-822-5852
福岡出入国在留管理局	TEL 092-717-5420
那覇支局	TEL 098-832-4185

# 1 在留カードについて

## 1-1 在留カードに書いてあること

『在留カード』は、3か月より長く日本に住む外国人が入管（Regional Immigration Services Bureau 地方出入国在留管理官署）からもらうIDカードです。とても大事なカードです。

- 在留カードには、名前や国籍や住所などが書いてあります。
- 16歳以上の人はずっと持っていてください。入管や警察の人が「見せてください」と言ったら、見せなければなりません。
- 身分証明書（IDカード）ですので、入管や住んでいるまちの役所（市役所、区役所、町役場、村役場）などに書類を出すときに必要です。



在留資格：日本に来た目的

在留期限：日本に滞在することができる最後の日（『在留期間の満了日』）

✗ 在留資格 以外の仕事や活動はできません。

✗ 在留期限 を過ぎて日本に滞在することはできません。

## 1-2 ざいりゅう 在留カードをもらおう



なりたくこう 成田空港、はねだくこう 羽田空港、ちゅうぶくこう 中部空港、かんさいくこう 関西空港、  
しんちとせくこう 新千歳空港、ひろしまくこう 広島空港、ふくおかくこう 福岡空港につ着いた人ひとは？



くこう 空港でもらいます。

す 住む家を決めてから **14日以内** に す 住んで

いるまちの役所に やくしよ 『転入届』 **→P.21**

を出します。このときに、ざいりゅう 在留カードに  
あた 新あたらしい住所じゅうしょを書いて

もらいます。



ほか 他ほかの空港や港みなとにつ着いた人ひとは？

じゅうしょ 住所きが決まってから **14日以内** に

す 住んでいるまちの役所に

パスポートをみ見せて

てんにゅうとどけ 転入届 **→P.21** を

だ 出します。



いえ 家とどに届きます。

## ざいりゆう 1-3 在留カードをなくした

なくしたことがわかった日ひから14日か以内に、  
いえ 家の近くちかにある入管にゅうかんに書類しよるいを出して、あた 新あたらしい在留カードざいりゆうを  
もらいます。



にゅうかん 入管もに持って行く書類しは、しよるい ↓ みを見てください。

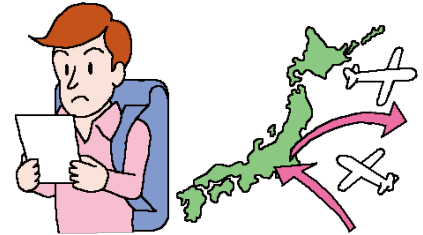
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00010.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00010.html)



## 1-4 日本を出て戻ったときも今の在留カードを使いたい

日本を出て、今の在留カードを使って日本に戻って来たいときは、次のようにしてください。

ねんいなしにほんもどひと  
1年以内に日本に戻る人は？



- 日本を出る前に入管で『再入国許可』 <＝一度日本を出た後、また日本に戻ってきてもいいこと。出入国在留管理庁が、日本に戻ってくることを認めます> をもらわなくてもいいです。

- 日本を出るとき（出国手続）には、『再入国用の ED カード』 <＝日本にまた戻ってくるために書く紙> と『パスポート』と『在留カード』を見せます。

- 自分の **在留期限** を見て、日本に戻る日を決めます。

**在留期限** が日本を出る日から1年より後の人

→ 日本を出て1年以内に戻ります。

**在留期限** が日本を出る日から1年以内の人

→ **在留期限** の日までに戻ります。

- この日までに戻らない人は、日本に入ることができないこともあります。



ねんす 1年過ぎてから にほん もど ひと 日本に戻る人は？

- 日本を出る前に入管に書類を出して、再入国許可をもらいます。

↓ を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html>



- 再入国許可に書いてある日までに戻ります。  
戻らない人は、日本に入ることができないこともあります。
- 出国手続では、『再入国用の ED カード』<=日本にまた戻ってくるために書く紙>と『パスポート』を見せます。

## 1-5 う あか ざいりゅう 生まれた赤ちゃんの在留カードをもらう

日本で赤ちゃんが生まれて、

- 赤ちゃんの国籍が日本ではない
- 生まれてから 60 日より長く日本にいる

ときは、家の近くの入管に書類を出して赤ちゃんの在留カードをもらいます。



- 1 赤ちゃんが生まれてから 14 日以内に、住んでいるまちの役所に

『出生届』<=赤ちゃんが生まれたときにまちの役所に出す紙> **➡P.55** を出します。  
『出生届出書記載事項証明書』と、『住民票の写し』か『住民票記載事項証明書』をもらいます。

- 2 生まれてから 30 日以内に、役所でもらった書類を持って、入管に行きます。

# 1 日本に住むために必要なこと

## 入管に持って行く物は？

- 出生届出書記載事項証明書
- 『住民票の写し』か『住民票記載事項証明書』
- 赤ちゃんのパスポート（なかったら要らない）
- 『在留資格取得許可申請書』 < = 日本で生まれた外国人の  
赤ちゃんが在留カードをもらうために出す紙> ↓ を見てください。  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004120.pdf>
- 他にも必要な書類があります。詳しくは ↓ を見て  
ください。  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/  
16-10.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-10.html)



## 1-6 在留カードを返す

日本を出て戻らない人や亡くなった人などの在留カードは、入管に返します。

日本を出てもう日本に戻る予定がないとき

- 日本を出るとき、空港や港で返します。



家族や一緒に住んでいる人が亡くなったとき など

次のどちらかのやり方で、14日以内に返します。

- 家の近くの入管で返します。
- 手紙で書類と一緒に送ります。

↓ を見てください。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00020.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00020.html)





2

在留カードに書いてあることを変える

2-1

在留期限を長くしたい人

今の在留カードに書いてある在留期限より長く日本にいたい人は、入管に書類を出して、新しい在留カードをもらいます。

入管に持っていく物は？

● パスポート

● 在留カード

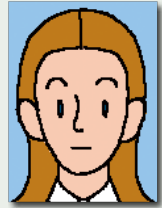
● 16歳以上の方は、最近6か月に撮った自分の顔の写真1枚 (4 cm × 3 cm)

● 『在留期間更新許可申請書』 < = 在留期限を長くしたいときに出す書類 >

あなたの在留資格で必要な書類は何か、

↓ を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/index.html>

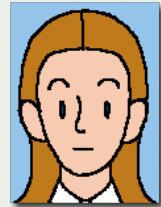


## 2-2 在留資格を変えたい人

がっこう そつぎょう しごと はじ にほん もくてき か ひと  
学校を卒業したり仕事を始めたりして、日本にいる目的が変わる人は、  
にゅうかん しよるい だ あたら ざいりゅう  
入管に書類を出して、新しい在留カードをもらいます。

にゅうかん も もの  
入管に持っていく物は？

- パスポート
- 在留カード
- 16歳以上の人は、最近6か月に撮った自分の顔の写真1枚（4cm × 3cm）
- 『在留資格変更許可申請書』 < = 在留資格を変えたいときに出す書類 >



あなたがほしい 在留資格 で必要な書類は何か、  
↓ を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/index.html>



# 1 日本に住むために必要なこと

つぎの **在留資格** に変えたい人は次のウェブサイトを見てください。

## 『高度専門職』 (Highly Skilled Professional)

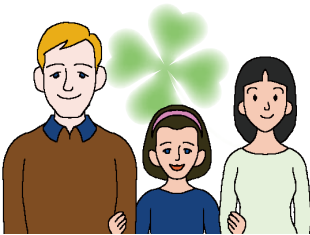


高い技術や能力、知識があって、日本で仕事や研究をしたい人

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact\\_3\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html)



## 『永住者』 (PERMANENT RESIDENT)



いつまでもずっと日本にいたい人

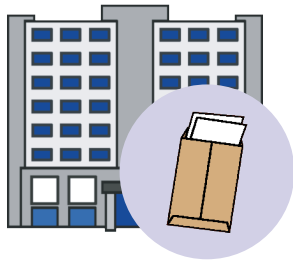
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html>



## 2-3 はたら ひと べつ しごと ひと 働きたい人や別の仕事もしたい人

ざいりゅうしかく 在留資格 が りゅうがく 留学 や かぞくたいざい 家族滞在 などの人は仕事できません。  
 しごと 仕事ができる ざいりゅうしかく 在留資格 の人でも、 ざいりゅうしかく 在留資格 以外の仕事はできません。

どうしてもアルバイトや、別の仕事もしたい人は



にゅうかん 入管に書類を出して、にゅうかん 入管から しょういん 証印シール か  
 『資格外活動許可書』 <= しごと 仕事ができない ざいりゅうしかく 在留資格 の人が、  
 しごと 仕事をしたいときにもらうもの>と 『スタンプ』 をもらったら、  
 そこに 書いてある仕事と時間だけ 働くことができます。

しょういん 証印シール か 『資格外活動許可書』




ざいりゅう 在留カードにスタンプを  
 もらいます。

書いてある仕事と時間だけ  
 働くことができます。

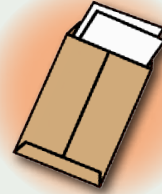


も もの  
持っていく物は？

- パスポート
- ざいりゅう 在留カード
- しごと どんな仕事をするかわかる しよるい 書類
- しかくがいかつどうきよかしんせいしよ 『資格外活動許可申請書』

くわ 詳しくは  み を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>



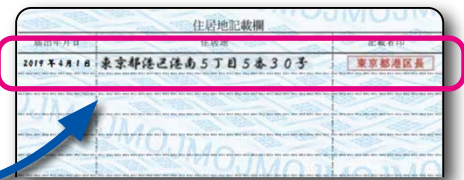
## 2-4 生活が変わった人

住所が変わった人は？



引っ越しから14日以内に新しい住所の役所で『転入届』<=別の  
まちから引っ越しをしたときに、新しい住所の役所に出す紙。引っ越しをして日本に住み始め  
たときにも出します> → P.21 を出します。

このときに在留カードに新しい住所  
を書いてもらいます。



名前や国籍などが変わった人は？

変わった日から14日以内に入管に書類を出して、  
新しい在留カードをもらいます。

必要な書類や出し方は ↓ を見てください。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00009.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00009.html)



1 日本に住むために必要なこと

がっこう かいしゃ なまえ じゅうしょ か ひと がっこう かいしゃ ひと  
学校・会社の名前や住所が変わった人、学校・会社をやめた人  
にほんじん りこん ひと にほんじん おと つま な ひと  
日本人と離婚した人、日本人の夫や妻が亡くなった人 など

か ひ か い ない にゅうかん し  
変わった日から 14 日以内に入管に知らせます。

ひつよう しょうい だ かた み  
必要な書類や出し方は ↓ を見てください。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/  
procedures/shozokunikansuru\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shozokunikansuru_00001.html)



3

なんみん 難民の認定 にんてい をしてもらいたい人 ひと

にほん 日本で『難民 (Refugee) / ほかんてき ほ ごたいしょうしゃ 補完的保護対象者 (Persons under  
Complementary Protection)』の認定 にんてい をしてもらいたい人 ひと は、  
↓ み を見てください。

[https://www.moj.go.jp/isa/  
applications/procedures/16-6.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-6.html)





## 4 日本を出ていかなければならない人

法律を守らなかった人は、日本を出なければなりません。

例えば、次の人は、入管が調べて日本にいてはいけないと決まったら、日本を出なければなりません。

- **在留期限** を1日でも過ぎた人（オーバーステイ）
- 2-3の『**証印シール**』か『**資格外活動許可書**』と『**スタンプ**』をもらわないで、**在留資格**以外の仕事をした人
- 悪いことをして国から罰を受けた人

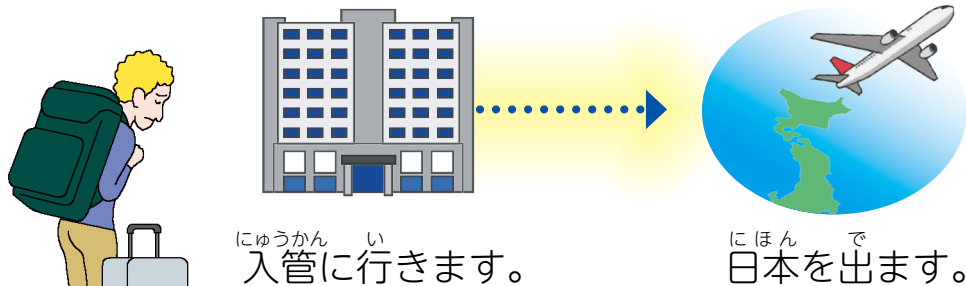


日本を出たら、1年か5年か10年は日本に入ることができません。  
悪いことをして国から罰を受けて日本を出た人は、もう日本に入ることができません。

# 1 日本に住むために必要なこと

オーバーステイだけの人は、次の全部の場合、すぐに日本を出ることができます。そして、1年過ぎたら日本に入ることができます。

- 自分から入管に行って「日本を出る」と言った人。または、入管から「日本を出る」ように言われる前に、自分から「日本を出る」と言った人
- オーバーステイの他に悪いことをしていない人
- 今までに入管に捕まって日本を出たことがない人
- 日本をすぐに出ることができる人



5

にゅうかん 入管のホームページや SNS など

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょうこうしき  
5-1 出入国在留管理庁公式ホームページ

にゅうかん てつづき 入管の手続などについて、100 いじょう 以上の国の言葉 ことば で見る み ことができます。

- しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょうこうしき 出入国在留管理庁公式ホームページ

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>



しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょうこうしき とう  
5-2 出入国在留管理庁公式 SNS 等

あたら せいど 新しい制度のことや、日本 にほん での生活 せいかつ に役立つ情報 やくだ じょうほう などをお知らせ し しています。

- しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう きゅう 出入国在留管理庁 X (旧 Twitter) アカウント

[https://x.com/MOJ\\_IMMI](https://x.com/MOJ_IMMI)



- しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう 出入国在留管理庁 Facebook アカウント

<https://www.facebook.com/ImmigrationServicesAgency.MOJ/>



- しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう 出入国在留管理庁インスタグラムアカウント

[https://www.instagram.com/isa\\_\\_japan/](https://www.instagram.com/isa__japan/)



- メール はいしん 配信サービス

<https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/mail-service.html>



# 1 日本に住むために必要なこと

地方の入管のXアカウントでは、窓口がどれくらい混んでいるかを見ることができません。

- 地方出入国在留管理官署のアカウント一覧  
[https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01\\_00184.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00184.html)



## 5-3 外国人生活支援ポータルサイト

日本で安心して生活するために必要なことや大事なことを、みなさんにお知らせするウェブサイトです。

色々な言葉で書いた、国からのお知らせなどを見ることができます。

- 外国人生活支援ポータルサイト  
<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



## 5-4 生活オリエンテーション動画

生活のルールや仕事、税金など、日本での生活に必要な情報について、動画を作りました。色々な国の言葉で見ることができます。

- 生活オリエンテーション動画  
[https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04\\_00078.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html)

